

令和5年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の基本税率化）

要望元：製造産業局素材産業課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		石油化学製品製造用の揮発油、灯油及び軽油								
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和5年3月31日に適用期限が到来する石油化学製品製造用の揮発油、灯油及び軽油について、暫定税率を廃止し、関税定率法において、基本税率を無税化。								
税番	統計細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
2710.12 2710.20	181	揮発油： 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	934円 /kl	無税		無税			—	
2710.12 2710.19 2710.20	144	灯油： 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	346円 /kl	無税		無税			—	
2710.12 2710.19 2710.20	151	軽油： 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	750円 /kl	無税		無税			—	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和5年4月1日以降								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>石油化学製品とは、自動車、コンピュータ、電子・電気機器等、日常生活あらゆる分野に使用される製品の材料となるもの。これらは、原油をガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油などに精製してから、さらにエチレン、プロピレン、ベンゼン等の基礎製品とし、さらにプラスチック、合成繊維、合成ゴム、塗料、合成洗剤、薬品・肥料等誘導品を製造してから様々な産業に利用される。つまり揮発油、灯油及び軽油（以下「揮発油等」という。）は原油から精製される石油化学製品の原料である。平成18年度以降、原油（税番2709.00）が基本無税とされたため、輸入原油から国内で精製された揮発油等を用いて石油化学製品を製造する場合には、関税負担はない一方、輸入揮発油等を用いて石油化学製品を製造する場合には、輸入揮発油等に対して平成18年度以降暫定無税化が措置されている。両者は、石油化学製品の製造原料として同様に使用されるものであるが、長年にわたりそれぞれ異なる関税措置が執られ続けている。</p> <p>② 問題点</p>								

	<p>石油化学製品の原料となる揮発油等は原油からの連産品であり、国内の石油精製量は主にガソリン需要によって増減する。そのため、国内の石油化学製品の需要が、国内で精製された揮発油等で賄うことができない場合には、別途揮発油等を輸入しなければならない。実際、ナフサを例にとれば、国内精製は約3割に過ぎず、輸入が約7割を占めて（令和3年：財務省「貿易統計」）おり、前者には関税負担がないものの、後者は暫定無税化という異なる関税措置が執られている。</p> <p>そのため、仮に輸入揮発油等への暫定無税化措置がなくなった場合には、石油化学製品の製造原料の約7割部分に対してコスト増が及ぶことになり、川下の生活用品や医療用物資等の幅広い製品についても価格の高騰等を招く可能性がある。</p> <p>また、日本においても生産設備の効率化（生産コストの低減）に資する設備投資等による国際競争力向上が必要であるところ、我が国における石油化学製品製造用揮発油等の関税無税化措置は、あくまでも1年間の暫定措置であり、各石油化学企業にとって、原料コストの負担を維持できる旨の予見可能性が乏しく、中長期的なかかる設備投資に対する不安・阻害要因となっている。</p>
<p>改正の必要性和目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>石油化学産業は、揮発油等を原料にして、自動車部品や電子電機部品、生活用品、医療用物資など国民生活に必要な物資を幅広く生産している。</p> <p>近年、各国において石油化学製品の生産能力の増強に向けた動きが進展しているところ、我が国の石油化学産業は海外との激しい競争に晒されている。我が国の石油化学産業の存立にとっては、石油化学製品の安定供給を維持し、国際競争力を向上していくことが不可欠である。これには事業者の予見可能性を高め中長期的な設備投資等を促進することが必要である。</p> <p>また、石油化学製品は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い需要が急増している、マスクの原料となる不織布、消毒や除菌のために不可欠となりつつあるアルコール等も含み、with コロナの時代に不可欠な製品である。その他、自動車や電子電機部品を中心に一部は輸出もされており、その輸出額は約1兆4,623億円（令和3年：財務省「貿易統計」）である。</p> <p>このように、日常生活に欠かせず外貨獲得にも貢献している石油化学製品の原料の過半が、輸入揮発油等である。今後ともこれらの石油化学製品を安定的に供給していくためにも、製造原料である国産の揮発油等と輸入揮発油等で関税上の取扱が異なるという非整合的な状況を是正すべく関税率法による恒久無税が必要。</p> <p>② 改正目的達成予定時期 令和5年4月1日以降</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>輸入揮発油等の基本税率が無税化されることにより、毎年の増税懸念が払拭</p>

	<p>され、事業者の将来の予見可能性が向上する。</p> <p>一方、仮に現状の軽減措置がなくなった場合、揮発油の基本税率(934 円/KL)、灯油の基本税率(346 円/KL)、軽油の基本税率(750 円/KL)が各々課されることになり、約 274 億円（令和 3 年度）の追加負担が生じる。こうした原料コストの増加は、幅広い製品への価格転嫁を招く可能性がある。</p> <p>日常生活に欠かせない製品を製造する事業者の予見可能性を向上させ、潜在的な幅広い製品への価格転嫁の懸念を払拭させることで、製品の安定的な供給にも資することになる。</p> <p>（注：負担額については、過去の揮発油輸入実績等を勘案した試算であり、国内プラントの稼働状況による輸入量の変動や国際市況価格によっては前後する可能性がある。）</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>平成 18 年度以降暫定無税措置を講じており、産業界への悪影響はない。</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>同じ石油化学製品の原料でありながら、国産の揮発油等と輸入揮発油等とで関税措置の扱いが異なる状況を是正するものであり、また、石油化学産業において、上述のような国際競争力の向上を図るために、本要望により改正することが適当。</p> <p>また、国内製造業者の将来の予見可能性の確保や、生活用品や医療用物資等の日常生活に欠かせない製品への潜在的な価格転嫁を払拭する観点からも関税定率法による恒久無税が適当。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>経済産業省の令和 3 年度政策評価書「2-1 ものづくり」において、国内製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、国内製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化することとしている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>石油化学製品は輸出により外貨獲得に寄与しているが、国内製造業者の将来の予見可能性の向上や国際競争力の確保等の観点からも関税定率法による恒久無税が必要。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>新・素材産業ビジョン（中間整理）（令和 4 年 4 月）では、化学を含む素材産業は、経済社会を支える基盤をなすとともに高い競争力を有しており、我が国産業全体の競争力の源泉として極めて重要な位置を占める基幹産業であるとしているところ。</p> <p>また、今後もグローバル市場で持続的な成長を実現していくためには、直面</p>

	<p>する様々な課題を的確に捉え、イノベーションと構造改革に向けた積極的な投資を通じて素材産業自身が 新たな素材産業へと大胆に変革を遂げていくことが求められている。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>【租税特別措置法第 89 条の 2】 石油化学製品製造用の揮発油、灯油に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税</p> <p>【租税特別措置法第 90 条の 4】 石油化学製品製造用に輸入する揮発油、LPG、原油、灯油、軽油に係る石油石炭税の免税</p> <p>【租税特別措置法第 90 条の 5】 石油化学製品製造用国産揮発油、灯油、軽油に係る石油石炭税の還付</p> <p>【地方税法第 144 条の 6】 エチレン等製造用軽油に係る軽油引取税の免税</p>
--	--

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>石油化学製品製造用揮発油等は、昭和 39 年度以降、軽減措置が一貫して採られており、平成 18 年度以降は 1 年間の暫定税率として無税が適用され、現在に至るまで当該暫定措置が毎年更新されることで、実質的に継続的な無税となっている。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>平成 18 年度以降、軽減措置（無税）が暫定的に継続する中で、原料（石油化学製品製造用揮発油等）の安定的な確保により、国内で石油化学製品の製造が続けられている。</p>